

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 1 日現在

機関番号：32601

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2014

課題番号：25780073

研究課題名(和文) フレイト・フォワーダーの法的地位 イギリス及び英法系諸国を中心に

研究課題名(英文) Legal Status of Freight Forwarder in England and Australia

研究代表者

重田 麻紀子 (SHIGETA, MAKIKO)

青山学院大学・会計プロフェッション研究科・准教授

研究者番号：60404977

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,100,000円

研究成果の概要(和文)：国際複合一貫輸送において荷主と運送業者との間に介在し、重要な役割を果たしているフレイト・フォワーダー(以下、フォワーダー)の地位をどのように法的に位置づけるべきかという現代的問題に関して、実際のフォワーダーの業務内容の時代的、質的変容を考察するとともに、伝統的海運国である英国及び英法系諸国におけるフォワーダーの性格を検討した。その結果、同法系の下ではフォワーダーを荷主の代理人としての地位から運送契約の主体として捉えられており、その地位の識別やそれぞれの理論構成に関して新しい示唆を得ることができた。

研究成果の概要(英文)：Freight forwarders are one of the important links between owner and carrier in the multi-modal transport. In England and Australia, legal Status of Freight Forwarders were traditionally only agent who act on behalf of the shipper, but with their expanded role in containerization they have come to act as principal/carrier. Cases have shown how to distinguish between agent and principal/carrier and determined the responsibility of Freight Forwarder.

研究分野：商法、会社法

キーワード：フレイト・フォワーダー 法的地位 イギリス オーストラリア

1. 研究開始当初の背景

近年の国際複合一貫輸送において、フレイト・フォワーダーは、物品運送の直接の当事者である運送業者でも、荷主でもなく、第三者の当事者(サードパーティ)として運送を仲介する者として急速にその業務活動範囲を広げ、かつ業務内容も質的に変容した。そのため、その経済実態及び法的地位を的確かつ一義的に把握することが困難になっており、現にフォワーダーの取引から生じる具体的な法律問題の解決に混迷を来している。しかし、現在のところ、世界各国のどこを見ても、これについての未だ法制は不備・未熟であり、先行研究においても、断片的な紹介あるいは分析にとどまっているのが実情で、統一された見解が確立されるに至っていない。そこで、主要海運国におけるフォワーダーの地位に関して、法的側面からの検討の余地が広く存在すると考えられた。

2. 研究の目的

英米法におけるフォワーダーの法的地位をめぐる議論、判例の展開を辿り、その考え方、理論構成を明らかにすることが本研究の中核であり目的である。具体的には、英米法系の本源であり伝統的海運国家であるイギリスと、英法系諸国としてのオーストラリアにおけるフォワーダーの法的地位ないし性質を検討し、変貌するフォワーダーなる経済活動主体を法的に位置づけることである。

3. 研究の方法

(1) イギリスの法状況の解明

イギリスにおいてもっとも重要な法源である判例の変遷とともに、英法上補助的法源とされる学説の状況を基に検討する。とくに、コンテナによる輸送革命以後に展開される判例の動向に注意する。また、フォワーダー業を規制する法令がない連合王国内のフォワーダーは、「英国インターナショナル フレイト フォワーダーズ協会」(BIFA)作成の標準取引約款(BIFA 2005 条件 - 2010 改訂)に従い業務活動を行っていることから、BIFAも重要な研究対象に含め、その作成の背景および経緯を押さえる。

(2) オーストラリアの法状況の解明

イギリス法における研究方法とほぼ同様であるが、判例・学説が主な研究対象となる。オーストラリア判例の展開を正確に把握するためには、オーストラリアの母法であるイギリスの判例も含めた考察を行ない、両者の比較分析を行い、具体的な場面での法処理について同国の理論・手法を明らかにする。

4. 研究成果

(1) 研究の主な成果

イギリスの法状況

伝統的海運国家であり、かつ英法体系の本

源であるイギリスは、アメリカと異なり、制定法にフォワーダー概念の定義規定を有さず、また、その参入規制、約款規制、料金規制等の法的規制はない。そこで、根拠法のないフォワーダーの私法上の地位の考察にあたっては、判例法の検討が重要な手法であるから、まずはフォワーダーが台頭する社会的背景やその実務実態を踏まえたうえで、フォワーダーなる者が法律的にどう位置付けられるかについて考察し、また、判例法の分析とリンクさせながら、英法上補助的法源とされる学説の検討を行なうことにした。

その結果、イギリスでは、実際のフォワーダーの業務内容の質的な変容とともに、判例法によるフォワーダーの地位の理論構成についても新たな展開があることが分かった。つまり、従来、フォワーダーは、基本的には荷送人と荷受人のために貨物運送に関する手配や貨物の梱包・混載などの仕事を引き受ける単純な海上貨物の仲介業者であり、こうした伝統的な役割を営むにとどまっていた時代のフォワーダーは、判例では伝統的な代理法理に基づき荷主の代理人(agent)として、あるいは、隠れたる本人(as an undisclosed principal)の法理で、フォワーダーは荷送人のために海上運送人と運送契約を締結する者として構成されていた(Jones v. European & General Express Co Ltd(1920), Perishables Transport Co Ltd v N Spyropoulos (London) Ltd (1964))。この場合、フォワーダーは代理法の原則の適用下にあるため、運送人の選択において注意義務を尽くせばよく、運送契約の履行責任は負わず、自らの責任を制限する自由を享受していた。ところが、コンテナによる海上輸送の発展及び海・陸・空の国際複合輸送時代の到来に伴い、フォワーダーが専門の海上貨物仲介業者として、実運送人(海上運送人)による運送を利用した積極的な貨物運送の引受けを行い、従来の海上輸送手配業務の枠を超えたサービスを提供するとともに、さらには、本人(principal)として、つまり自らが権利義務の主体者として実運送人と顧客の貨物の運送を契約する利用運送人の役割を果たすようになっていく。つまり、現代では、フォワーダーの業務の変容により、代理法が適用されず、自己の名で実運送人と顧客の貨物の運送を契約する本人(principal)として構成されるようになっていく(Langley, Beldon & Gaunt Ltd v. Morley (1965), Bardinger(H.) Ltd v. Halbelg Spedition Aps(1990))。この点は、標準取引約款である BIFA2005A § 4(A)においても、フォワーダーが代理人または本人のいずれの地位により任務を遂行するかにつき自由選択権が認められている。

また、フォワーダーの実務実態およびフォワーダーの地位の識別の問題の分析も判例で進められている。フォワーダーの地位を識別する要素を示したリーディングケースである Aqualon (UK) Ltd. and another v.

Vallana Shipping Corporation and others (1994)によれば、1960～90年代のイギリス判例を踏まえ、個々の契約条項(運送の引受けか、運送の手配か)、契約当事者(フォワーダー)の役割に関して当事者により使用され又は採用された表現、履行方法を含む全取引の過程、チャージングの性質と根拠(特に、契約当事者(フォワーダー)は運送費用又は代理サービスに関する手数料として請求しているか)、発行された全ての運送書類の性質及び条件といった要素が示され、その後の控訴院判決である Lukoil-Kalingradmorneft Plc v. Tata Ltd (1999)において、これらの点を基づいて判断されている。

オーストラリアの法状況

まず、オーストラリアにおいてフォワーダーの地位は、当初、イギリスの先例である前掲 Jones 事件(1920)をはじめとする一連の判決の影響を受け、フォワーダーの立場を荷送人の代理人(agent)と解釈し、あるいは、隠れたる本人法理(as an undisclosed principal)により、フォワーダーは荷主のために海上運送人と運送契約を締結する者として法律構成されてきたが、近年では、コンテナによる輸送革新の中で急成長したオーストラリアのフォワーダーの実像として、本人(principal)として荷主と運送契約を締結する者と解するのが判例及び学説の見解であることを確認した。

そのうえで、フォワーダーが「本人」として荷主と運送契約をした場合、問題となる海上輸送中の貨物の滅失・毀損の場面で、海上運送人と直接の契約関係(privity of contract)にない荷主が、運送人に対して訴訟提起をなすのかという論点に関して、オーストラリアの判例並びにその母法であるイギリス判例も含めた考察を行った。その結果、フォワーダーの地位の理論構成にみられる特徴として、寄託(bailment)法理による法律構成が展開されてきたことが明らかになった。この点のリーディングケースである K.H. Enterprise v. Pioneer Container(1994)によれば、荷主を寄託者、フォワーダーを受寄者(bailee)、運送人を再受寄者(sub-bailee)として構成し、荷主は、B/L上の当事者ではなくとも、B/L条項による権利主張をなすうると理論構成する再寄託理論(doctrine of sub-bailment on terms)を採用している。また、その後の判例である Lukoil-Kalingradmorneft Plc v. Tata Ltd (前掲)では、Pioneer Container 判決(前掲)で適用された再寄託理論が、準寄託(quasi-bailment)についても適用されることを判示しており、フォワーダーの地位を寄託法理に基づき捉えようとする議論は着実に発展を遂げている。さらに、近時の判例では、寄託それ自体の成否をめぐる判断基準に関して議論が進み、Matthew Short & Associates Pty Ltd v. Riviera Marine

(International) Pty Ltd (2001)では、フォワーダーが貨物自体の占有をしていない場合には、フォワーダーは受寄者とは言えず、再寄託理論が適用されないとする一方で、Westrac Equipment Pty Ltd v. The Ship Assets Venture (2002)では、貨物を占有していないフォワーダーを準受寄者(quasi-bailee)として構成し、再寄託理論の適用を認める見解を示されており、オーストラリアにおける寄託法理をめぐる判例の議論は未だ定まっていない。

このようなフォワーダーの地位を積極的に把握するオーストラリアの考え方が、イギリス判例の本流と異なる議論の展開をなすものといえるかどうかについては、母法であるイギリス法における寄託法理に対する綿密な考察を行うことなしには即断できないが、それはそれとして、今後のオーストラリア判例の動向には注意する必要がある。

(2) 得られた成果の国内外における位置づけとインパクト

フォワーダー業といういわば運送の第三当事者にスポットを当てた本研究の結果、フォワーダーの法的地位をいかにして見極め、現にフォワーダーが介在する取引から生じる具体的な法律的問題がどのように処理されているかが明らかになった。こうした研究は、従来、当該法分野の研究が、主に運送業者と荷主という運送契約の直接当事者に係る部面に集中して行われてきたのに対し、新たな側面から法学的考察を試みようとする点で、学術的特色、独創性が認められることができるし、しかもそうした研究の成果は実務上大きな意味を持つことになるといえる。

(3) 今後の展望

本研究は予定通りおおむね順調に進んだが、研究を遂行する中で、2つの新たな課題を確認するに至った。まず、イギリスおよびオーストラリア以外のコモンウェルス諸国(カナダ、ニュージーランドなど)に関して、判例および学説の議論状況をさらに俯瞰する必要性を強く認識した。今後、これらの諸国についての研究をも進めたうえで、将来的には、その先の目標としては本研究成果と合わせて英米法におけるフォワーダーの地位を総合的に解明し、集大成していくことを考えている。また、これまでの研究を通し、イギリスおよびオーストラリアの判例における一つの潮流として、フォワーダーの法的地位を寄託法理に基づいて理論構成する考え方が見受けられたことから、英法において古い伝統を有する寄託法(law of bailment)の基礎理論研究を深めていくことが必要であるとの認識を強くした。かかる基礎理論研究は、運送、倉庫、場屋といった商事契約全般に共通した理論構築として重要な意義をもたらすものと考えられる。

もう一つは、アメリカの法状況の展開を考察した先行研究および本研究を踏まえ、さらに今後は、国内外で先行研究が少ない大陸法（ドイツ、フランス）およびスカンジナビア法（北欧諸国）での法状況についても研究を進めていきたい。英米法以外の各法体系を次の研究対象とすることは、グローバルなマーケットで活動の場を広げるフォワーダーの実像を踏まえれば、これをまた正面から取り組み法的に把握することは、英米法との比較分析をするうえでも避けて通れない研究課題である。

以上の本研究過程で得られた成果と残された更なる課題は、本研究の意義と内容を大きくかつ充実させるものと信じている。以上をもって今後の展望にかえる。

5．主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔学会発表〕(計1件)

重田麻紀子

「英米法におけるフレイト・フォワーダーの法的地位」日本海法学会、2013年10月14日、同志社大学（京都市）

6．研究組織

(1)研究代表者

重田 麻紀子 (SHIGETA, Makiko)

青山学院大学・大学院会計プロフェッション研究科・准教授

研究者番号：60404977